

函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の  
許可申請事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項から第3項に規定する者および同条第4項に規定する者のうち地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「市」という。）が施行する土地区画整理事業地区における法第76条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更もしくは建築物その他の工作物の新築，改築，増築または土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第70条に規定する移動の容易でない物件の設置もしくはたい積（以下「建築行為等」という。）を行おうとする場合の許可申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等について法第76条第1項の規定に基づく許可を受けようとする者は、別記第1号様式に別表に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出部数については、正本1部，副本2部とする。ただし、市が施行する事業の場合は、正副各1部とする。
  - 3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定し、別記第2号様式により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第3条 許可申請の取り下げをしようとする者は、別記第3号様式により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

(施行者の意見の聴取)

第4条 施行者は、法第76条第2項の規定に基づく意見照会があった場合は、意見書を提出しなければならない。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

(変更の許可申請)

第5条 許可を受けた内容を変更しようとする者は、別記第4号様式に別表に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数については、正本1部、副本2部とする。ただし、市が施行する事業の場合は、正副各1部とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定し、別記第5号様式により通知するものとする。

(名義の変更)

第6条 許可を受けた後に申請者の氏名または名称を変更した場合は、別記第6号様式により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 市長は第1項の届け出があったときは、別記第7号様式により施行者に通知するものとする。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

(許可申請の取止め)

第7条 許可を受けた後に建築行為等を取り止めた場合は、別記第8号様式に許可書を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 市長は第1項の届け出があったときは、別記第9号様式により施行者に通知するものとする。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

書 類 名	添 付 図 書 の 種 類
別記第 1 号様式	<p>1. 共通</p> <p>(1) 委任状（代理人が申請する場合）</p> <p>(2) 次のいずれかの書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮換地指定通知書の写し一式</li> <li>・ 保留地証明書一式</li> <li>・ 土地の登記事項証明書の写し</li> <li>・ 土地売買契約書の写し <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請者と土地所有者が異なる場合</li> <li>・ 占有許可書の写し一式 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所が占有許可地の場合</li> </ul> <p>※ 申請地が複数の場合はそのすべて</p> <p>2. 土地の形質の変更</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所の方位および位置が確認できる図面</p> <p>(2) 平面図・断面図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 現況および計画が確認できる図面</p> <p>3. 建築物の新築等</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所の方位および位置が確認できる図面</p> <p>(2) 配置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 方位，敷地境界線，敷地内における建築物等の位置，既存建築物等との位置関係，敷地に接する道路の位置および幅員，敷地の周囲辺長および高低差，給排水設備等の経路を記入</p> <p>(3) 平面図（各階平面図）</p> <p>(4) 立面図（2面以上，建築物の高さを記入）</p> <p>4. 工作物の新築等</p>

	<p>(1) 位置図 [申請場所の方位および位置が確認できる図面]</p> <p>(2) 配置図 [方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、既存建築物等との位置関係、敷地に接する道路の位置および幅員、敷地の周囲辺長および高低差]</p> <p>(3) 平面図</p> <p>(4) 立面図・断面図 [工作物の形状および構造等が確認できる図面]</p> <p>5. 物件の設置・たい積</p> <p>(1) 位置図 [申請場所の方位および位置が確認できる図面]</p> <p>(2) 平面図・断面図 [現況および計画が確認できる図面]</p> <p>6. その他 市長が指示する図書</p>
別記第4号様式	<p>(1) 変更内容が確認できる図書</p> <p>(2) 許可書の写し</p> <p>(3) その他市長が指示する図書</p>

別記第1号様式（第2条関係）

土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可申請書

年 月 日

函館市長

様

申請者 住所

氏名

土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

事業の名称		土地区画整理事業			
申請行為の場所		底地	函館市	町	番（地）
申請行為の種別		<input type="checkbox"/> 仮換地 <input type="checkbox"/> 保留地    (    街区    画地) <input type="checkbox"/> 公共施設用地（道路）    (    ) <input type="checkbox"/> 公共施設用地（その他）    (    )			
申請行為の種別		<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 建築物の <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他 (    ) 工作物の <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> その他 (    ) <input type="checkbox"/> 物件の設置またはたい積			
申請行為の概要	土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 切土 高さ (    m)    面積 (    m <sup>2</sup> )    土量 (    m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 盛土 高さ (    m)    面積 (    m <sup>2</sup> )    土量 (    m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 舗装 種類 (    )    面積 (    m <sup>2</sup> )    厚 (    m)			
	建築物	用途 (    )    構造 (    ) 階数 (地上    階 地下    階)    敷地面積 (    m <sup>2</sup> ) 建築面積 (    m <sup>2</sup> )    延床面積 (    m <sup>2</sup> )			
	工作物	種類 (    ) 構造 (    ) 規模 (    )			
	物件の設置またはたい積	種類 (    ) 構造 (    ) 規模 (容積    m <sup>3</sup> 重量    t)			
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
土地の権利		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> 占用許可地 <input type="checkbox"/> その他 (    )			
その他の必要な事項					
代理人		住所		電話	
		氏名		印	

※ 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記入すること。

別記第2号様式（第2条関係）

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付けで申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等については，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定に基づき許可します。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別

（都市建設部都市整備課）

別記第2号様式（第2条関係）

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付けで申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等については，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定に基づき許可します。ただし次の条件を遵守すること。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別
- 3 許可条件

（都市建設部都市整備課）

- 1 この処分に不服のある場合は，処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道知事に対し審査請求を提起することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は，処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として，処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として，処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第2号様式（第2条関係）

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付けで申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区  
内における建築行為等については、次の理由により許可しません。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別
- 3 理 由

（都市建設部都市整備課）

- 1 この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道知事に対し審査請求を提起することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

**別記第3号様式**（第3条関係）

取下届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者（許可申請者）

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請した函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請を取り下げるので、函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請事務処理要領第3条第1項の規定により届け出ます。

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別
- 3 取り下げ理由

- ※ 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記入すること。
- ※ 代理人が届け出る場合は、届出者（許可申請者）の下に代理人の住所、氏名および電話番号を記入のうえ押印をすること。

**別記第4号様式**（第5条関係）

土地区画整理法第76条第1項の規程による建築行為等の変更許可申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者  
住 所

氏 名

年 月 日付けで受けた土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等について変更の許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

事業の名称		土地区画整理事業	
申請行為の場所	底 地	函館市	町 番（地）
	<input type="checkbox"/> 仮換地 <input type="checkbox"/> 保留地    （    街区    画地） <input type="checkbox"/> 公共施設用地（道路）    （          ） <input type="checkbox"/> 公共施設用地（その他）    （          ）		
許可年月日		年 月 日	
事項の概要	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
代 理 人	住所	電話	
	氏名	印	

※ 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記入すること。

**別記第5号様式**（第5条関係）

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付けで申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定に基づき許可します。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別

（都市建設部都市整備課）

**別記第5号様式（第5条関係）**

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付で申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定に基づき許可します。ただし次の条件を遵守すること。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別
- 3 許 可 条 件

（都市建設部都市整備課）

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道知事に対し審査請求を提起することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第5号様式（第5条関係）

函都整指令

（住所）

（氏名または名称）

年 月 日付けで申請のあった函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の変更については、次の理由により許可しません。

年 月 日

函館市長 印

- 1 申請行為の場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 申請行為の種別
- 3 理 由

（都市建設部都市整備課）

- 1 この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道知事に対し審査請求を提起することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第6号様式（第6条関係）

名義変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者（許可を受けた者）

（新）住 所

氏 名

（旧）住 所

氏 名

年 月 日付けで函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可を受けた者の名義を変更したので、函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請事務処理要領第6条第1項の規定により届け出ます。

- 1 事業の名称
- 2 許可を受けた場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 3 許可を受けた行為の種別
- 4 許可年月日 年 月 日
- 5 名義変更年月日 年 月 日
- 6 変更理由

- ※ 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記入すること。
- ※ 代理人が届け出る場合は、届出者（許可を受けた者）の下に代理人の住所、氏名および電話番号を記入のうえ押印をすること。
- ※ 許可書の写しを添付すること。

別記第7号様式（第6条関係）

函 都 整  
年 月 日

（施行者名称）

（代表者の役職氏名） 様

函館市長 印

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の  
名義変更届出書の提出について（通知）

下記の件について 年 月 日付けで、名義変更届出書が提出された  
ので、函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申  
請事務処理要領第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 許可を受けた場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 許可を受けた行為の種別
- 3 許可を受けた者の住所および氏名または名称  
(旧) 住所 函館市 町 番 号  
氏名または名称  
(新) 住所 函館市 町 番 号  
氏名または名称

(都市建設部都市整備課)

**別記第8号様式**（第7条関係）

取止届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者（許可を受けた者）

住 所

氏 名

年 月 日付けで許可を受けた函館市 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等を取り止めるので、函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請事務処理要領第7条第1項の規定により届け出ます。

- 1 許可を受けた場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 許可を受けた行為の種別
- 3 取り止める理由

- ※ 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者氏名を記入すること。
- ※ 代理人が届け出る場合は、届出者（許可を受けた者）の下に代理人の住所、氏名および電話番号を記入のうえ押印をすること。

別記第9号様式（第7条関係）

函 都 整  
年 月 日

（施行者の名称）  
（代表者の役職氏名） 様

函館市長 印

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の  
取止届出書の提出について（通知）

下記の件について 年 月 日付けで、取止届出書が提出されたので、  
函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請事務  
処理要領第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 許可を受けた場所 函館市 町 番(地) ( 街区 画地)
- 2 許可を受けた行為の種別
- 3 許可を受けた者の住所および氏名または名称  
住 所 函館市 町 番 号  
氏名または名称

（都市建設部都市整備課）